

京都市小児慢性特定疾患対策審査会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第96号

京都市小児慢性特定疾患対策審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市小児慢性特定疾患対策審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

- 2 会長は、審査会の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず，この規則の施行の際現に従前の審査会に相当する合議体の会長である者は，この規則の施行の日に審査会の会長として定められたものとみなす。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)